

12月3日～9日は「障害者週間」です

「国際障害者デー」の12月3日から、「障害者の日」である12月9日までの1週間は「障害者週間」です。
この機会に、障がいについて理解を深めましょう。

障害者基本法には、すべての障がいのある方に対する、「権利保障」と「あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」ことを宣言するとともに、「障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことを明らかにしています。

また、国の障害者基本計画では、国が目指すべき社会として、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を掲げています。

共生社会とは？

「共生社会」という言葉を聞いたことはありますか？ 共生社会とは、年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、人々がお互いに人格と個性を尊重し合い、支え合う社会のことです。誰もが「居場所」や「生きがい」を実現できる社会は、国民一人ひとりがそれぞれの役割と責任を自覚し、主

体的に取り組むことによりはじめて実現できるものです。

共生社会と自殺と精神疾患

WHO（世界保健機関）が精神疾患と自殺との関係を調べた調査では、精神疾患が原因で自殺した人のうち約3割が、うつ病に該当したという結果が報告されています。悩みや苦痛を周囲の人に話すことができる社会、居場所や生きがいを感じられる社会を目指すために私たちにできることは、まずは、話に耳をかたむけ、寄り添うことです。

この障害者週間の機会に、障がいについて関心と理解を深め、誰もが住みやすい共生社会とは何か、考えてみましょう。

障がい福祉課
健康推進課
☎(25) 8516
☎(25) 8078



をご利用ください！

市役所に出向くことが困難な方のため、地域に住む市職員が、市役所への連絡や書類の受け渡しをお手伝いしています。

平成17年から取り組みをスタートし、現在、「市民サポートハウスの協力職員として、約280人が登録しています。

「市民サポートハウス」は、青色のプレートが目印です。

市職員の自宅玄関付近に掲げていますので、簡単な相談や連絡、書類の受け渡しなど、お気軽におたずねください。

なお、専門的な相談や金品の取り扱いなどは、対応できません。また、勤務地の関係で、書類の受け渡しができない場合があります。あらかじめご了承ください。

市民活動支援課

☎(25) 80220

男女共同参画啓発コーナー

さんかくだより

「DVとは無関係」そう思っていますか？

男性も女性もDVの被害を受ける可能性があります。男女間の暴力、それは人権侵害です。人はだれもが大事にされるべき尊い存在であり、身体的暴力はもちろんのこと、精神的なものを含め一切の暴力を受けてよい人など一人もいません。自分のことを大切にするとともに相手のことも思いやり、お互いが尊重し合える対等な関係を築いていきましょう。



それだけじゃないんです！

DV（ドメスティックバイオレンス）とは…
一般的には、恋人や配偶者など親密な関係にある（あった）パートナーから行われる暴力のことを言います。身体的な暴力だけではなく、精神的、性的、経済的な暴力も含まれます。

☆経済的暴力

- 生活費を渡さない
- 過度にお金を細かく管理する
- 仕事に就かせない
- 酒、賭け事に生活費をつぎ込む …など



☆精神的暴力

- 無視する
- 暴言をはく
- 人前でバカにする
- 「殴るぞ」「出て行け」「別れるなら殺す」と脅す
- 親族や友達と会わずに孤立させる
- 手紙やメールを勝手に見たり、電話を取り上げたりする …など

☆性的暴力

- 嫌がっているのに性行為を強要する
- 避妊に協力しない
- 無理にポルノビデオ等を見せる …など

☆身体的暴力

- 殴る・蹴る
- 髪の毛をつかんでひきずる
- 物を投げつける
- 首を絞める …など



女性のための悩み相談

「こんなこと、相談するほどのことでもないのかな…」というあなた。どんなお悩みでも気軽にご相談ください。市外からフェミニストカウンセラーを迎え、解決策と一緒に探します。

日時 12月4日(水)・14日(土)・18日(水)

13時30分～16時30分
※相談時間は一人50分

場所 働く女性の家
対象者 市内に在住または在勤・在学の女性（定員：各回3人）

相談料 無料
申込方法 専用電話で事前に予約してください。☎(22) 4052

※1月以降の開催日は高島市ホームページでご確認ください。

滋賀県男女共同参画センターでも相談窓口を開設しています。
※男性の方も相談できます。

男女共同参画相談室 専用電話
☎ 0748 (37) 8739

お父さんとクリスマスケーキを作ろう！

日時 12月23日(月)
①9時～12時
②13時30分～16時30分

場所 働く女性の家
対象者 市内に在住の父子（おじいさんと孫も可）

参加費 1組2,000円（材料費）
申込締切 12月12日(木)
※男性の家事・育児参加が目的の事業です
働く女性の家 ☎(22) 5775

市民活動支援課 ☎(25) 8526

KOSEI 輝く芸術祭2013

一人ひとりの個性と福祉のまち 湖西がキラリ

【会場】 安曇川公民館

障がいのある方々の文化的な社会参加を応援する「KOSEI 輝く芸術祭」を開催します。ぜひ、ご近所の方々お誘いあわせの上お越しください。

発表の部

12月15日(日) 10時～12時15分

市内の障がい者施設の皆さんを中心に、関係団体から多くの参加が予定されています。

▼内容

合唱、合奏、太鼓、手話歌 等の発表
※手話通訳・要約筆記あります

展示の部

12月7日(土)～15日(日)
10時～15時30分

(会場休館日除く、最終日は13時30分まで)
市内の障がい者施設や事業所で障がいのある方々が心を込めて作った個性に満ちたすばらしい作品を展示します。

▼内容

陶芸、絵画、さおり織り 等の作品展示

市民活動支援課 ☎(22) 3490